

令和7年第7回坂町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和7年9月1日(月)

2. 招集の場所 坂町議会議場

3. 開会(開議) 令和7年9月1日(月)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

4. 出席議員(12名)

1番 折中 智君

2番 岡村繁範君

3番 縫部逸都君

4番 池脇雅彦君

5番 向田清一君

6番 末吉克巳君

7番 安竹正君

8番 光岡美里君

9番 中川ゆかり君

10番 柚木喬君

11番 奥村富士雄君

12番 川本英輔君(議長)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

5. 欠席議員

なし

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 吉田隆行君

教育長 枝廣泰知君

技監 小田嘉幸君

総務部長 西谷伸治君

民生部長 西谷信樹君

教育次長 宮香緒利君

企画財政課長 山本保君

税務住民課長 小路朱美君

民生課長 河野宏明君

保険健康課長 中篤則君

環境防災課長 窪野稔君

建設課長 山下秀雄君  
都市計画課長 松谷展裕君  
学校教育課長 見田容子君  
生涯学習課長 福嶋浩二君  
会計管理者兼出納室長 金子香織君

~~~~~○~~~~~

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 横尾伸君  
主事 梅田勝平君

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議事日程

「諸般の報告」  
「議会」  
(1) 議長報告  
(2) 総務厚生委員会報告  
(3) 建設文教委員会報告  
(4) 監査委員報告  
「行政」  
(1) 町長報告

#### 議事

|             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 日程第1        | 「会議録署名議員の指名」                     |
| 日程第2        | 「会期の決定」                          |
| 日程第3 報告第8号  | 「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」 |
| 日程第4 議案第37号 | 「公有水面埋立承認出願に係る意見について」            |
| 日程第5 議案第38号 | 「財産の取得について」                      |
| 日程第6 議案第39号 | 「財産の取得について」                      |
| 日程第7 議案第40号 | 「坂町行政手続における特定の個人を識別するた           |

|       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第8  | 議案第41号 | めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」    |
| 日程第9  | 議案第42号 | 「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第10 | 議案第43号 | 「坂町税条例の一部改正について」                             |
| 日程第11 | 議案第44号 | 「令和7年度坂町一般会計補正予算（第2号）」                       |
| 日程第12 | 議案第45号 | 「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」               |
| 日程第13 | 議案第46号 | 「令和7年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」                 |
| 日程第14 | 議案第47号 | 「令和7年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」                |
| 日程第15 |        | 「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」                  |
| 日程第16 | 議案第48号 | 「一般質問」                                       |
| 日程第17 | 議案第49号 | 「令和6年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」                   |
| 日程第18 | 議案第50号 | 「令和6年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」           |
| 日程第19 | 議案第51号 | 「令和6年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」             |
| 日程第20 | 議案第52号 | 「令和6年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」            |

~~~~~○~~~~~

## 9. 議事の内容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長（槇尾 伸君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（槇尾伸君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 改めまして、おはようございます。

早いもんで、9月定例会を迎えることになりましたけれども、本定例会は決算審査という大きな仕事があります。このことにつきましても、慎重審議のほど、しっかりと進めていただきたいと、このように考えております。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お詣りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時02分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和7年第7回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、17件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る8月19日に令和7年度広島県市町トップセミナーがメルパルク広島で開催され、私が出席をいたしました。

研修では、株式会社インアウトバウンド東北代表取締役西谷雷佐氏による「持続可能な観光地域づくりへの思考法、あるものを活かし、地域を編む力」と題して講演がありました。

また、8月20日、広島県町議会議員研修会がメルパルク広島で開催され、県内全9町の議会議員が出席し、坂町議会から議員12名が出席をいたしました。

研修では、フリーアナウンサーの庄司麻由里氏による「顔で話せ！相づちで話せ！質問で話せ！」と題して講演がありました。

以上で、報告を終わります。

報告2 総務厚生委員会報告。

光岡委員長。

○8番（光岡美里議員） 総務厚生委員会報告をいたします。

令和7年6月27日に総務厚生委員会所管の議会事務局、出納室、総務課、デジタル改革推進室、企画財政課、税務住民課、民生課、保険健康課、環境防災課の9課の所管事務調査を実施をいたしました。

各課長及び担当者の出席を求め、課長から担当する事務分掌や主要事業などの説明を受け、活発に質疑応答を行いました。

また、今年度に行う計画を協議し、10月には避難所運営業務について、11月にはストレスチェックの実施状況と活用の効果について、1月にはキントーンとAI議事録の導入と活用状況について、2月には地域おこし協力隊の活動実績と効果について

てなど、担当課から説明を求め、協議することとしております。

次に、8月1日に保健・福祉総合相談室から運営状況について、担当者の出席を求める、説明を受けました。

職員の体制や運営状況、相談事例等の説明があり、複雑化・複合化した様々な問題の早期解決に取り組んでいるとのことでした。

以上、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 建設文教委員会報告。

安竹委員長。

○7番（安竹正議員） 建設文教委員会報告を行います。

令和7年7月4日及び10日に建設文教委員会所管の建設課、都市計画課、学校教育課、生涯学習課の4課の所管事務調査を実施いたしました。

各課長及び担当者の出席を求め、課長から担当する事務分掌や主要事業などの説明を受け、活発に質疑応答を行いました。

また、今年度に行う計画を協議し、10月には雨水ポンプ場視察について、11月には学校視察について、1月には環状線植田水尻側道線視察について、2月にはふるさと資料館視察についてなど、担当課から説明を求め、協議することとしております。

以上、建設文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 監査委員報告。

中川監査委員。

○9番（中川ゆかり議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を令和7年5月分を6月23日、令和7年6月分を7月22日、令和7年7月分を8月21日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第233条第2項の規定による令和6年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及び地方公営企業法第30条第2項の規定による令和6年度下水道事業会計決算並びに地方公共団体の財産の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項

並びに第22条第1項及び第3項の規定による令和6年度決算に基づく財政健全化及び経営健全化に係る審査について、令和7年6月23日から7月28日まで実質11日間実施し、8月21日に町長へ審査意見書を提出いたしました。

詳細につきましては、後ほど決算認定の議案審議で述べさせていただきます。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る6月19日、東京都におきまして、広島県選出国会議員に対し、地方公共団体情報システム標準化に関する緊急要望が行われ、私が出席をいたしました。

要望では、県内9町の置かれている状況を説明し、システムの移行に関連する全ての経費及び移行後に従前よりも高額となった運用経費につきましては、国の責任において全額国費による対応を行うようお願いをいたしました。

去る7月1日、東京都におきまして、全国町村会理事会が開催され、私が出席をいたしました。

理事会では、任期満了に伴う会長選挙が行われ、新たに棚野北海道白糠町長が全国町村会長に選任されました。

私といたしましては、1期2年間の任期で退任をいたしましたが、引き続き、全国の町村の発展のため尽力をしてまいります。

去る7月30日、広島県町村会町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、令和6年度事業報告及び収支決算についての議案が提出され、全会一致で承認されました。

去る8月19日、広島県市町トップセミナーが開催され、私が出席をいたしました。

セミナーでは、株式会社インアウトバウンド東北代表取締役の西谷氏から「持続可能な観光地域づくりへの思考法、あるものを活かし、地域を編む力」と題し、これから地域資源を活用したツアーブルーズ、ガイド育成等に関する講演がございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で諸般の報告を終わり、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、8番光岡美里議員、9番中川ゆかり議員、10番柚木喬議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月9日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から9月9日までの9日間に決定をいたしました。

日程第3 報告第8号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第8号「令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全性を判断する各比率を公表し、それぞれの指標に応じた改善努力により財政の健全化に資するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告をいたすものでございます。

1ページの健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計が黒字決算となつたことにより、実質赤字額がございませんでした。

実質公債費比率につきましては5.8%で、前年度に比べ0.3ポイントの増となりました。

将来負担比率につきましては、算定の結果、将来負担額がございませんでした。

次に、7ページの資金不足比率につきましては、下水道事業会計が黒字決算となつたことにより、資金不足額がございませんでした。

健全化判断比率及び資金不足比率とも早期健全化基準を下回っておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、令和6年度決算に基づく坂町財政健全化審査意見書

及び坂町下水道事業経営健全化審査意見書について監査委員から報告を求めます。

中川監査委員。

○9番（中川ゆかり議員） 坂町財政健全化審査意見書及び坂町下水道事業経営健全化審査意見書について審査報告を行います。

審査は、代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの2人で実施いたしました。

令和6年度決算に基づく坂町財政健全化審査につきましては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を令和7年7月25日に審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められます。

また、健全化判断基準の4項目とも良好な状態にあり、訂正改善については特に指摘する事項はありません。

次に、令和6年度決算に基づく坂町下水道事業経営健全化審査につきましては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を令和7年7月25日に審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められます。

また、資金不足額はなく、良好な状態にあり、訂正改善については特に指摘する事項はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、町長及び監査委員の報告を終わります。

これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 議案第37号「公有水面埋立承認出願に係る意見について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第37号「公有水面埋立承認出願に係る意見について」御説明を申し上げます。

このたび、広島県知事から、国土交通省中国地方整備局が行う平成ヶ浜一丁目地先の公有水面埋立承認出願に係る意見を求められております。

埋立ては一般国道31号の坂歩道整備事業に伴う歩道の拡幅及び4車線化に必要な用地を確保するためにやむを得ず行うものであることから、異議のない旨を広島県知事に答申をいたしましたく、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、建設課長から説明をさせますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） 公有水面埋立承認出願に係る意見について御説明いたします。

参考資料を御覧ください。

埋立ての位置は平面図の赤色で示したところでございます。平成ヶ浜一丁目地先の公有水面埋立てについては、国道31号坂歩道整備事業により、国土交通省中国地方整備局が国道31号の歩道の拡幅及び4車線化に必要な道路用地の確保のために、広島港港湾区域内を埋め立てるものでございます。

広島県において公有水面埋立承認出願に係る告示、縦覧が終わったことから、このたび公有水面埋立法第42条第3項の規定により準用する同法第3条第1項の規定により、広島県知事から坂町長に意見が求められているものでございます。

埋立ての概要につきましては、出願人は国土交通省中国地方整備局、埋立位置は参考資料に示しておりますとおり、安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目地先公有水面、埋立面積は2,456.19平方メートル、埋立地の用途は道路用地、埋立理由は一般国道31号の歩行者の安全対策、渋滞解消及び事故リスクの軽減を図るため、坂歩道整備事業に伴う現道拡幅に必要な用地確保のために埋立てを行うものでございます。

東部流通団地入り口交差点から坂駅北口交差点は慢性的な渋滞や渋滞に起因する事故も発生しており、歩行者や自転車の交通も比較的多い状況でございます。国道31号坂歩道整備事業により、歩行者の安全対策、渋滞解消及び事故リスクの軽減が大いに期待できるものでありますことから、当該区域の公有水面埋立てに係る意見について、広島県知事に異議のない旨を答申いたしましたく、公有水面埋立法の規定第3条第4項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、公有水面埋立承認出願に係る意見の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安竹議員。

○7番（安竹 正議員） この埋立てもやっと実現化されるようです。この埋立部分ですが、国道の岸壁から沖合に何メーター先まで埋立てができるんでしょうか、お答えください。

○議長（川本英輔議員） 小田技監。

○技監（小田嘉幸君） お答えいたします。

どの程度、沖合まで埋め立てるかということでございますけれども、大体11メートルから13メートル程度、沖合に出て、護岸を造って埋め立てるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 漠然と11メーターから13メーターということでしたが、今現在、11メーターから13メーターになると、ちょっと中途半端じゃないのかなという気がしてならないんですが、現在、はみ出しているロジコムのグラウンドがありますけども、そこの岸壁までついでに埋立てをしてはどうかなという気がいたします。この辺をちょっとお答えください。

○議長（川本英輔議員） 小田技監。

○技監（小田嘉幸君） お答えします。

国道拡幅に伴う埋立てにつきましては、国の方で範囲を決めておられますので、当方で議員の言われるよう広げるとかというふうなことはこちらのほうからはなく、国の方でこの範囲を埋め立てられるというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 工事期間が6年10か月と書かれているんですが、非常に長過ぎます。渋滞によるこの損失というのはどれほどかと思うんですが、経済効果等も考えて、これ、もうちょっと短縮していただけないか、そこ辺はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 小田技監。

○技監（小田嘉幸君） お答えします。

今回の埋立てにつきましては、国の事業ということでございまして、国の申請、県のほうに申請された資料の中に、6年10か月という期間が記載してございました。そちらの期間を御説明させていただいたところでございます。

工事につきましては、海上から行う、それから、狭い範囲での施工ということで、期間がかかるというふうに伺っておりますが、詳細につきましては、今後、国のほうで進められるというふうに考えております。

以上でございます。

すみません、地盤改良を行うのに時間もかかるということもございますので、期間がかかるというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） これから、議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第38号「財産の取得について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第38号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

本案につきましては、文部科学省が推進するGIGAスクール構想に応じた教育環境を整えるため、児童用机・椅子を整備するもので、優秀業者7社を指名し、令和7年8月20日に指名競争入札を執行いたしました結果、1,636万8千円で株式会社きんしに落札をいたしましたので、本財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） 児童用机・椅子の購入契約の締結につきまして御説明申し上げます。

初めに、児童用机・椅子の整備の概要でございますが、GIGAスクール構想に応じた教育環境を整えるため、既存の机の天板のサイズを広くし、椅子につきましては、既存のものより軽量であるものに更新いたします。

納入場所につきましては、坂町立小学校でございます。

購入台数につきましては、児童用机、坂小学校200台、横浜小学校350台、小屋浦小学校20台、合計570台、椅子、坂小学校200台、横浜小学校340台、小屋浦小学校20台、合計560台でございます。

納期は議決をいただいた後、契約締結の日の翌日から令和7年12月31日まででございます。冬季休業中の整備を計画しております。

以上で、児童用机・椅子の購入契約の締結の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 今回、購入する机と椅子ですよね。それで、全て児童生徒に新しい椅子と机が行き渡るということと捉えていいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、このたびで全員新しいG I G Aスクール構想に対応した机と椅子が整備される予定でございます。

机と椅子の数でございますが、今までここ3年間、劣化したものや、子供の成長に合わせて、サイズを大きくしたり更新を続けてまいりましたので、ここで初めてみんな一斉というよりも、ちょっと数が誤差があるのはそこでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） これより、議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第39号「財産の取得について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第39号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

本案につきましては、電力使用量及び環境負荷の削減を図ることを目的とし、坂町立学校に設置している空調機器に付設する空調制御システムを取得しようとするもので、納入事業者を公募型プロポーザル方式により募集をいたしました。

納入事業者の選定につきましては、外部有識者を含む事業者選定審査委員会において審査した結果、提案価格1,002万1千円で出光興産株式会社に選定されましたので、本財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） 空調制御システムの概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、空調制御システム整備の目的でございますが、現在、坂町立学校では、普通教室、特別教室などへの空調整備は完了しております。これにより、災害時には避難された方の安全性の確保や生活環境の向上に役立ち、また、平常時においては、児童生徒にとって安全で健康的な教育環境を維持しております。

一方で、近年の電気料金の高騰や環境保護意識の高まりから、電力消費の効率化が重要な課題となっております。この課題に対応するため、既存の空調機器に制御装置を付設することで、電力の最大需要や使用量、そして、二酸化炭素排出量を削減することを目指しております。

さらに、このシステムの導入は児童生徒が自然や物を大切にするエコフレンドリーの考え方を理解し、実践する機会を提供し、豊かな未来を創造する人材を育む教育にも資すると考えております。

次に、このシステムの導入に係る事業者選定の経緯について御説明いたします。

本システムの導入に当たり、公募型プロポーザル方式を採用いたしました。令和7年6月27日に第1回事業者選定審査委員会を開催し、募集要項と審査基準について協議を行いました。

7月7日にプロポーザルの公告と募集要項を公表したところ、2社から参加表明がございました。

その後、7月31日までに事業者から提出された技術提案書を8月7日に開催された第2回事業者選定審査委員会にて厳選な審査をいたしました。その結果、提案価格1,002万1千円の出光興産株式会社が最適な事業者として選定されました。

納期は議会で契約締結の議決をいただいた後、契約締結日の翌日から令和7年10月31日までございます。

以上で、空調制御システムについての説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 説明よく分かったんですけども、公募型プロポーザルを行ったということで、ちょっと私の勉強不足だと思うんですけど、これ、随意契約になっているんですけど、それはどうしてなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 公募型プロポーザル方式につきましては、自治令の167条の2の第2項でございまして、契約の金額だけで業者を選定するのではなく、電力使用量の削減効果とか、そういうものを総合的に判断をして契約いたしますので、契約の内容が競争入札に適さないということで、随意契約の締結になっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 電力使用量の削減が年間390万円の削減効果があると聞いてますが、この説明書で基本料金も下がるような図の形式になってるんですが、そうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮教育次長。

○教育次長（宮 香緒利君） お答えいたします。

まず、このシステムですけれども、電力量のピークカットといいますが、まず、電気をつけた場合、空調機を稼働させた場合、まず稼働当初に電力量が一気にその部屋を冷やそうとしまして電力量がかかります。そこをまずカットしていくこととともに、平常時、適温、設定した温度になった場合、不必要に稼働しないというところを抑えていくというところで、常に使用していく電力量を抑えていきます。そうすることで、まず最初に御説明しましたピークカットのところなんですけれども、こちらのところが電気の基本料金に関わってまいります。電気の基本料金というのは、最高の需要電力量、一番山になったトップのところ、そのところを基本電力量の算出基礎といたします。そして、その基本電力量は向こう1年間、12か月反映してまいります。で

すので、なるべくこのピークをつくらない、これが電力量の削減につながる、基本料金の削減につながるものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 基本料金は変わらないということですか。出力によって基本料金というのは決まってくると思うんですが、そこ辺はどうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮次長。

○教育次長（宮 香緒利君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、基本料金というのは最大受電量です。最大に需要電力をどこまで使いましたかというところで決まってまいります。ですので、この最大値を抑えることで、基本料金が向こう12か月間、変わってくるということになってまいりますので、基本料金を抑える削減というのは、最大受電量を抑えることによってつながってまいります。ですので、基本料金の削減にもつながってまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 基本料金は最初の導入時に出力何ぼに抑えるかによって決まると思うんですよ。一旦決めたら、それ変更できないんじゃないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮次長。

○教育次長（宮 香緒利君） 最低の基本料金の部分、固定費の部分は、それは変わってくるんですけれども、基本料金の中でも、やはり先ほども申しましておりますように、使う電力の最大値が幾らですかというところで基本料金部分も算定が変わってまいります。それは日々変わるというよりも、先ほど申しましたように、ピークが出てしまった場合、一番トップの最大値が出てしまった場合、そこから12か月ということで変更がかかってまいりますので、議員おっしゃるように、固定でずっと最初に契約したときの基本料金が続くというものではございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） これから、議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第40号「坂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第40号「坂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく番号の利用に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、自治体情報システムの標準化に伴い、住登外者の情報管理に関する事務について、個人番号を利用できる事務として定めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） この改正ですが、新たな仕組みの追加、住登外者宛名番号管理を新たに追加する、そういうことが改正に書いてありますが、例えば坂町内に固

定資産を持っていて、町外に住む方など住民基本台帳に記録されていない者、そういった方を識別するために固有番号、マイナンバーか個人番号をつけて管理する仕組みを導入、こういったことを条例改正だと思うんですが、この条例改正した後に、これまたマイナンバーシステムの改修をするのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　西谷総務部長。

○総務部長（西谷伸治君）　お答えいたします。

マイナンバーシステムというか、こちらのものにつきましては、国のはうの法律の改正に伴いまして、住登外者の情報をこちらに連携する場合には条例を定めなくてはならないということになります。なので、システムのはうの改修というか、今、標準化をやっておりますので、その中で対応可能と考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　これより、議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員）　挙手全員です。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　日程第8　議案第41号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第41号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係条例の一部を改正をいたすものでございます。

主な改正内容といたしましては、部分休業の取得形態を増やし、子の年齢に応じた柔軟な働き方を職員が選択して取得できるように改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） これから、議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第42号「坂町税条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第42号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し

上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町税条例の一部を改正をいたすものでございます。

改正の主な内容につきましては、納税通知書の公示送達にインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正、特定親族特別控除の創設及び関連条項の整備、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例の創設に伴う改正でございます。

その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整備をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はりませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） このたびの税条例の一部改正ですが、大体4分野にわたって書いています。公示送達の件、個人町民税、軽自動車、たばこ税の件が載っておりますが、この公示送達の件でちょっとお聞きします。

公示送達のほうを、このたびデジタルでも対応できるように一部改正とのことですが、例えば固定資産税の更正決定通知が送れない、あと、相続未登記で連絡先が分からぬ場合は、町の掲示板に公示送達を掲示して、通知するというものなんですが、この役場掲示板に表示するものなんですが、今後、この条例改正が行われることによって、町のホームページで専用の公示ページをつくったり、役場のモニターに表示したりとか、そういったことを今後どうしていくのか、検討されていくのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 小路税務住民課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、今回の条例改正において、ホームページ等で公示送達を掲示することができることになったものでけれども、具体的にどのようなタイミングでどのような掲示方法をするのかというの、今後の検討課題となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにりませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） これより、議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第43号「令和7年度坂町一般会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第43号「令和7年度坂町一般会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、地方交付税額の決定及び前年度決算の確定に伴う繰越金等につきまして補正計上いたしたもので、既定の予算総額に9,917万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億5,238万円といたすものでございます。

6ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき追加いたしたものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの町税では、収入見込みにより固定資産税を減額をいたし、地方特例交付金及び地方交付税では、交付額が決定したことにより、それぞれ計上いたしました。

12ページの国庫支出金、総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生

臨時交付金を計上いたしました。

13ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金を減額をいたし、繰越金では、令和6年度決算に伴い、8,482万3千円を計上いたしました。

次に、歳出について、15ページの総務費、財政管理費では、財政調整基金積立金を計上いたし、諸費では、国庫金等の返還金をそれぞれ計上いたしました。

18ページの民生費、老人福祉費及び障害者福祉費では、社会福祉事業者物価高騰対策支援金を計上いたしました。

21ページからの教育費、社会教育費及び保健体育費では、公共施設への防犯カメラ設置工事を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 防犯カメラについてお伺いします。

公民館と町民センター、あとは町民交流センターにそれぞれ設置予定となっておりますが、それぞれ何台ぐらい増設されて、工期はいつ頃なのかということをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

各施設の防犯カメラにつきましては、今のところ、まず町民センターにつきましては、約8台を予定しております。

次に、公民館、各ふれあいセンターにつきましては、出入口のところに現在は1台予定でございます。

また、シモハナHa11におきましては、今現在ついておるところに、死角のところに追加を2台設置する予定でございます。

工期につきましては、議決をいただいた後、できるところから早急に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

今の町民センターと坂公民館、各ふれあいセンター、コミュニティホール坂につき

ましては、公民館、ふれあいセンター、コミュニティホールにつきましては、各1台、出入口のところにつける予定でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木喬議員） ちょっと歳入のことでお聞きします。

11ページをお願いします。

固定資産税が3,900万円の減になっているんですが、要は7年度も始まったばかりなんだけど、何がどういう理由でこのマイナスなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 小路税務住民課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

固定資産税で大きく減額が生じておるんですけれども、こちらにつきましては、北新地にございましたマツダ株式会社さんが所有されていた土地等につきまして、県が買収をされたことに伴って、固定資産税の賦課がなくなったことに伴うものです。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本保君） 3,900万円ほど固定資産税減額になっておるんですけども、こちらの75%は普通交付税で措置をされますので、2,900万円ちょっとは普通交付税で措置されて、今回の補正予算にそちらのほうも計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木喬議員） 今、普通交付税言わたんで、その下のがありますね。1億4千万円、普通交付税の理由をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 山本課長。

○企画財政課長（山本保君） こちら予算額と比較して1億4千万円ほど多くなっておりますけども、こちら基準財政収入額を予算編成のときに試算したものと比較いたしまして、法人税割が見込みより5,300万円程度減ったこと、また、固定資産税のほうも、先ほどのマツダさんの減収分が措置をされました。

さらに、今度、基準財政需要額の歳出のほうでございますけども、役場職員とか会計年度任用職員のベースアップがあるんですけども、そちらの給与費を見込んで、增收になりました、こちら 6 千万円程度の増になる見込みとなっておりまして、合計で 1 億 4 千万円ほど予算が上振れたものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 18ページの社会福祉事業者物価高騰対応支援金 925万5千円出てますが、具体的にお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

物価高騰に係る社会福祉事業者への支援につきましては、食費や光熱水費等の物価が高騰する中にあって、利用者に価格転嫁することなく、介護や障害の福祉サービスを続ける事業者の負担を軽減するために支援金を支給するものでございます。

令和7年度においては、利用者数に応じて支援金を計算しまして、支援するよう考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 今のページ、18ページですか、上段にあります相談管理システム利用料、ちょっとこの内容説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷民生部長。

○民生部長（西谷信樹君） 相談管理システムの利用料についてですけども、現在、介護や生活困窮、障害等の相談管理は各課でそれぞれが作成しております。今後はその管理システムを利用して、相談内容を相談者ごとに一元化いたしまして、情報の共有を図っていくものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 関連ですけど、相談支援システムというのもございますよね。ちょっと、私、混同したんで、相談管理システムの利用料と、今回ので、相談支援システム、たしか 132 万円ぐらいの予算がついてると思うんですが、これとの絡

みはどんなんですか。

○議長（川本英輔議員）　西谷部長。

○民生部長（西谷信樹君）　相談支援システムのほうは、今の総合相談室のほうの予約を受け付けたりするものでございます。今の相談管理というのは、民生部のほうでの各課を共有して一元化、相談の管理をいたすものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員）　15ページを見ていただいて、15ページの右の上のほう、積立金、財政調整基金積立金4,300万円とあります。これは大体、毎年、前年度の決算の実質収支額が出てから積み立てるものだと思うんですが、実質収支額がこのたび令和5年度が8,482万4,600円出まして、地方税法の規定により、大体2分の1以上を積み立てるというのが決まっているということなんですが、この決算の時期に大体この財政調整基金積立金が出てくるもんなんですが、これ、年間を通してこの決算の時期以外でも出てくることはあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本　保君）　決算以外のときに積立金があるかどうかということですかね。あまりないですけども、財源が剰余金が出た場合、税収が非常に多く入るとか、そういったときには積み立てることはございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員）　19ページの8番の土木費のところの土木総務費ですが、その内訳の中の職員手当等で400万円の時間外勤務手当が計上されているんですが、これは主に誰か特別な事業が増えた、あるいは、時間がかかる、そういうものでしようか。

○議長（川本英輔議員）　山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君）　お答えいたします。

400万円の補正につきましては、昨年度まで広島県と広島市の経験豊富な職員が派遣されておりましたが、その方たちがいなくなつたこと、こちらが建設係のほうで時間外が増えた要因でございます。

それから、維持管理係のほうでは、新規に住宅整備事業、それから公営住宅長寿命化計画策定事業、あと平成ヶ浜1号館の給湯機改修事業など、新規の事業が増えたことによりまして、時間外勤務が増えたものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　　柚木議員。

○10番（柚木　喬議員）　　17ページをお願いします。

中段にあります収納消込・滞納整理システム改修業務110万円、これは当初予算にあったんですかね。どういうような内容でしようか、ちょっと説明願います。

○議長（川本英輔議員）　　小路税務住民課長。

○税務住民課長（小路朱美君）　お答えいたします。

こちらの収納消込・滞納整理システムの改修業務につきましては、来年度から始まります子ども・子育て支援金に対する新たな業務が増えたことにより、システム改修が予定されておるものです。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　　柚木議員。

○10番（柚木　喬議員）　これ、大げさに考えた、滞納整理いうのは、来年度からの子ども・子育てのためのこういうシステムをこういう呼び方するんですか。従来の滞納とかなんかいうことじゃないんですね、これ。

○議長（川本英輔議員）　　小路課長。

○税務住民課長（小路朱美君）　お答えいたします。

後ほどの特別会計でも同様のシステム改修の補正があるんですけれども、来年度から医療保険の徴収制度の上に立って、子ども・子育てのための支援金を徴収するということが全国的に始まるんですけれども、こちらの一般会計の補正予算につきましては、保険料に上乗せで頂戴する子ども・子育て支援金分の収納管理だとか、それに伴う滞納管理をするものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） これより、議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は举手願います。

(举手全員)

○議長（川本英輔議員） 举手全員です。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時20分とさせていただきます。

(休憩 午前11時08分)

(再開 午前11時20分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第44号「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第44号「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度決算額の確定による精算金等に基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に620万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,172万4千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金の増額は、総務費の支出見込みにより計上いたしました。

繰越金 235万2千円の増額は、令和6年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページの総務費、徴税費 385万円の増額は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費を計上いたしました。

基金積立金 27万円の増額は、令和6年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

諸支出金 208万2千円の増額は、令和6年度の事業実績に基づく県への返還金を計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木喬議員） 9ページ、お願いします。

9ページの子ども・子育て支援事業 385万円の歳入増、ちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 小路税務住民課長。

○税務住民課長（小路朱美君） 子ども・子育て支援事業の金額について御説明申し上げます。

こちらについては、来年4月から全国民が子ども・子育て支援に係る経費の一部として、保険料に上乗せで支援金を徴収するものですけれども、それらに係るシステム改修費用を国庫が10割負担で支援してくれるものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第45号「令和7年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第45号「令和7年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度決算額の確定による精算金及び繰越金に基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に6,423万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億764万8千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、支払基金交付金、基金繰入金、繰越金の増額は、令和6年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

10ページの諸支出金、償還金6,356万6千円の増額は、令和6年度の事業実績に基づく国等への返還金を計上いたしました。

一般会計繰出金66万5千円の増額は、令和6年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木喬議員） ちょっと10ページ、お願いします。

10ページの還付金、返還金の項目が5つあるんですが、介護給付費県負担金返還

金が6,170万4千円ということの多額な内容になっているんですが、この理由説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

令和6年度の介護給付費県費負担金の精算に係る返還金につきましては、介護給付費は法定負担割合に応じて国、県、町保険料で負担することとなっておるんですけども、令和6年度の県負担金について、当初予算よりも増加する見込みとして増額の申請を県に出しました。ただ、実績としては大きく増加しなかったため、実績に合わせて精算分を返還するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） これから、議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第46号「令和7年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第46号「令和7年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度決算額の確定に基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に379万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,871万円といったものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、繰入金、一般会計繰入金231万円の増額は、総務費の支出見込みにより計上いたしました。

繰越金148万7千円の増額は、令和6年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

10ページの総務費、徴収費231万円の増額は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金93万6千円の増額は、令和6年度保険料負担金の精算に伴い計上いたしました。

諸支出金55万1千円の増額は、令和6年度後期高齢者医療事業費精算分として一般会計への繰出金を計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木喬議員） 10ページ、お願いします。

10ページの委託料、後期高齢者医療システム改修業務、これは、今、説明ございましたように、子ども・子育てのためのソフト変換だというんですが、これはその他分野で特定財源が充てられているんですが、県のほうにお願いすりやどんなですかね、こういう話は。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中篤則君） お答えいたします。

後期高齢者の特別会計で支出するシステム改修業務なんですけども、これも子ども・子育て支援金のシステム改修で補助をいただけることになっておりまして、これは国のほうから10分の10補助がいただけるんですけども、後期高齢者の特別会計

のほうで国庫の支出金という款がないものですから、予算のたてりとして、なので、一般会計で一旦補助を受けて、それを後期高齢者医療特別会計のほうに繰り入れるという手続になっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）これより、議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員）挙手全員です。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）日程第14 議案第47号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）議案第47号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」御説明を申し上げます。

この議案は、現在、坂町固定資産評価審査委員会委員である三登俱法氏の任期が来る令和7年9月6日をもって任期満了となります。

三登氏には、平成22年9月から坂町固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいており、同氏の豊富な知識と経験を引き続き生かしていただきたいと考えてお

ります。

議会の皆様方に御同意をいただきたく、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案はこれに同意することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第47号は同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日はこれをもって延会とします。

再開は、9月2日午前10時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（槇尾伸君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（槇尾伸君） 互礼。

（延会 午前11時34分）